

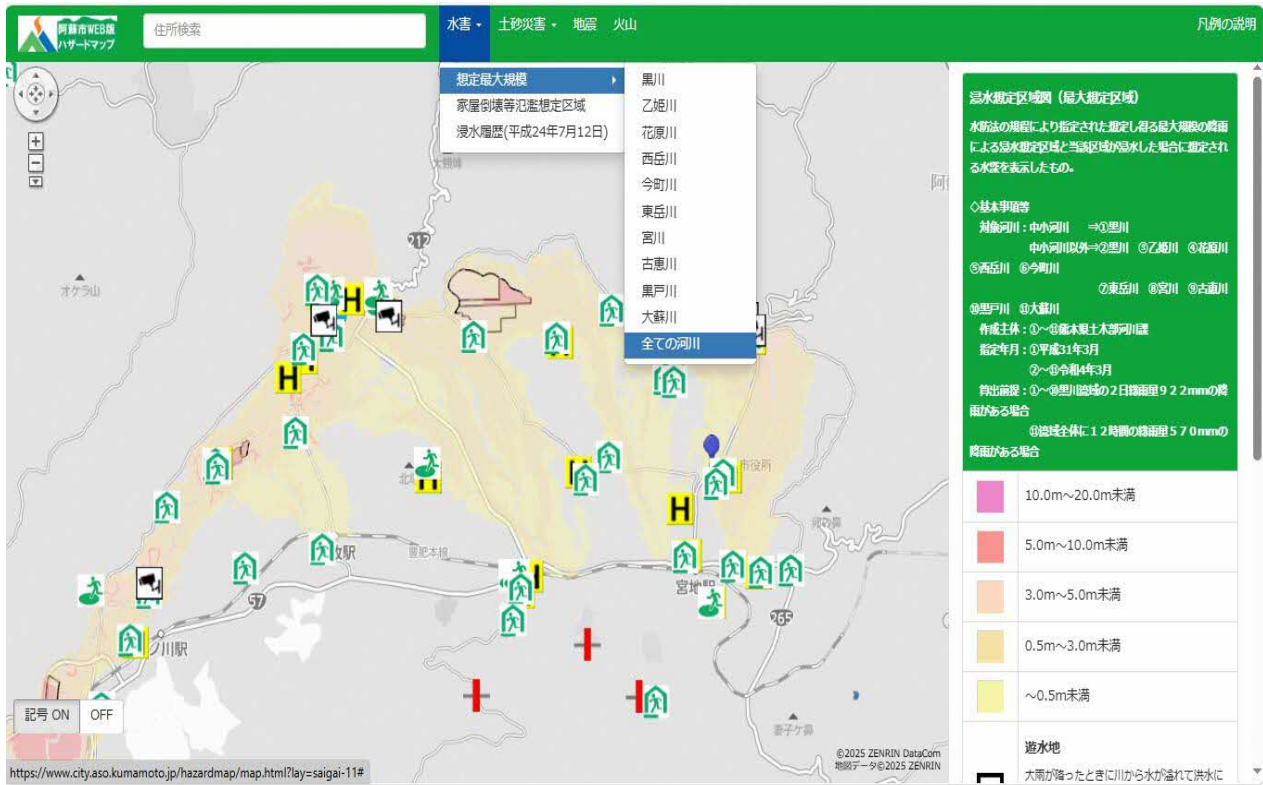
(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

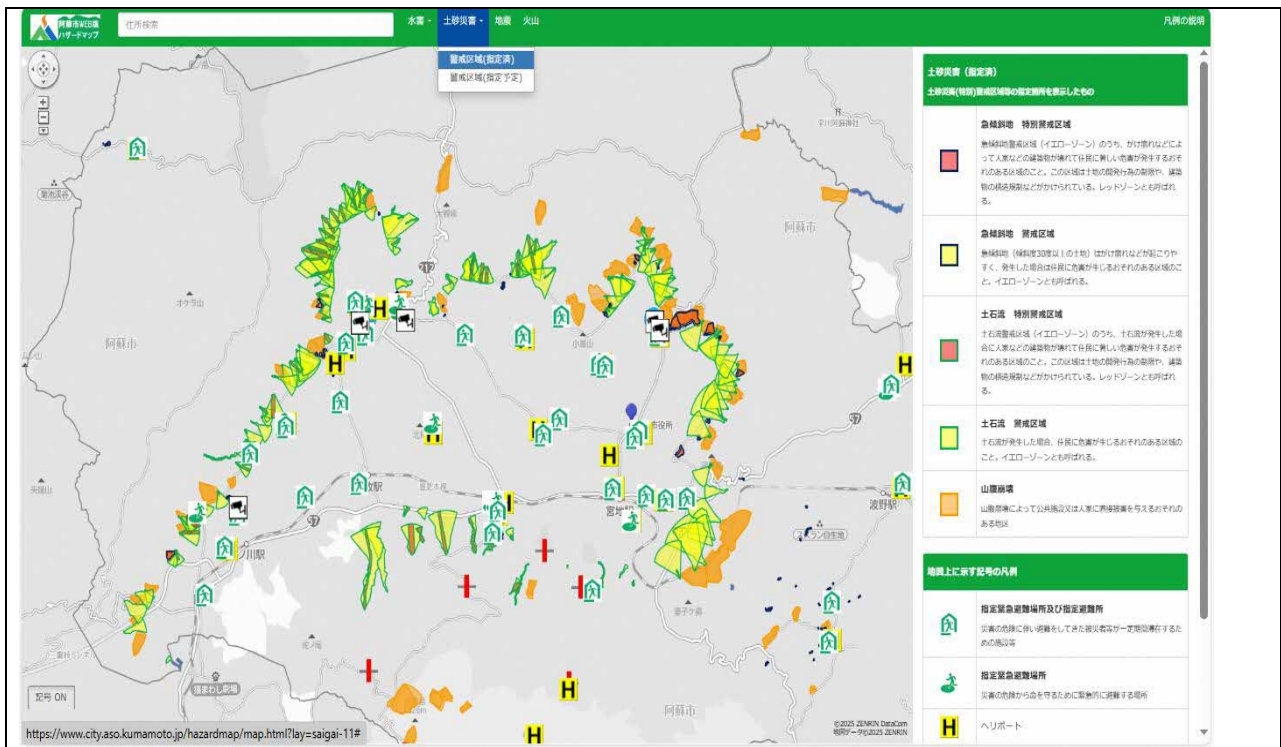
(1) 地域の災害リスク



(引用 阿蘇市 WEB 版ハザードマップ 水害 想定最大規模 全ての河川)

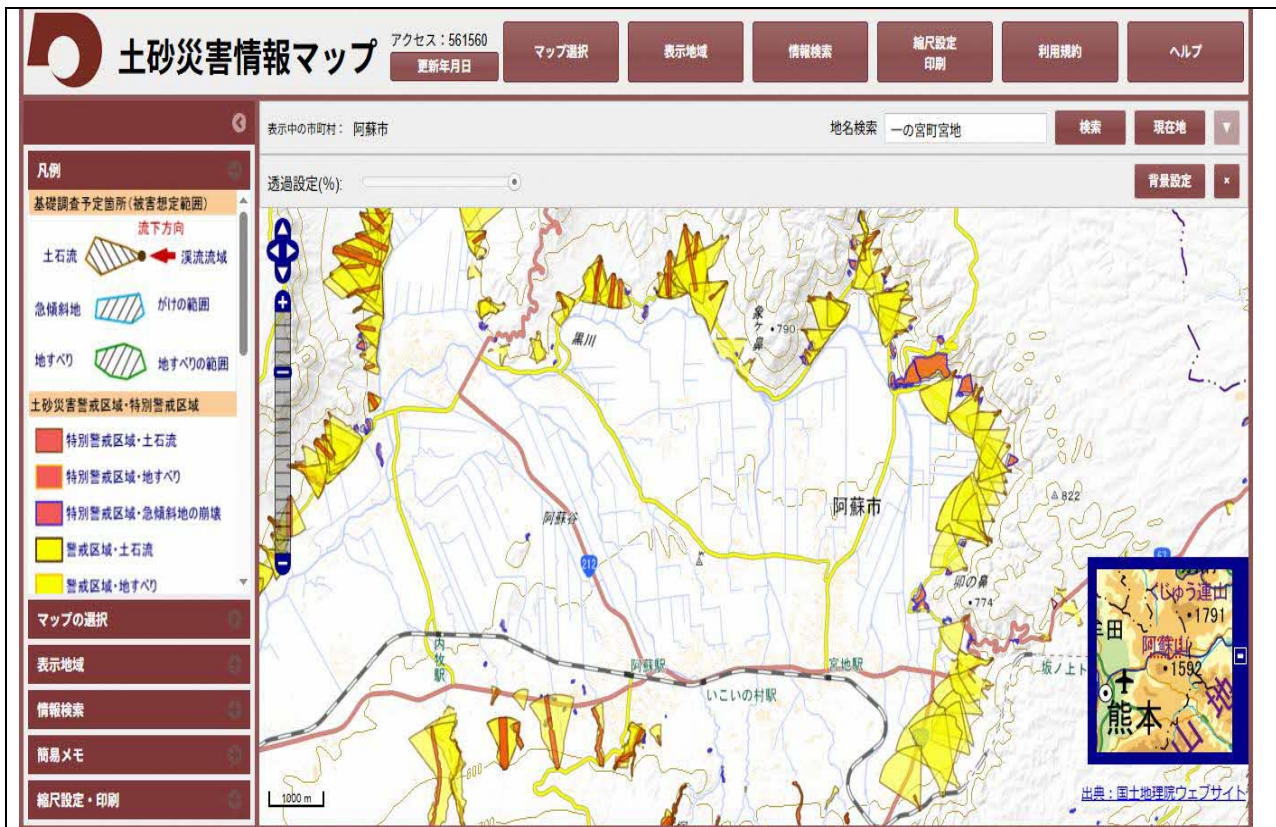
阿蘇市全域の河川からの氾濫による浸水可能性があるエリアは、塗りつぶし (肌色) のエリアとなる。浸水の高さは、最大でも 3m 未満と表示されている。

阿蘇市全域ではないが、水害に備える必要があるエリアが多く占めているといえる。



<引用：阿蘇市 WEB 版ハザードマップ 土砂災害 警戒区域（指定済） >

上図について、土砂災害警戒区域（指定済）として、凡例「急傾斜地 警戒区域」（塗りつぶし黄色）が多く、豪雨や台風、地震による土砂災害には、十分な警戒が必要である。



<引用：熊本県土砂災害情報システム 土砂災害情報マップ 阿蘇市>

上記の図について、熊本県土砂災害情報システム 土砂災害情報マップによると、山側を中心に土石流の警戒地域であり、過去には、平成 24 年九州北部豪雨災害にて、死者・行方不明者 22 名、全・半壊家屋 30 棟という被害が発生している（国土交通省砂防部調べ）。これら悲惨な土砂災害を発生させた土砂の移動現象は、崩壊や崩壊土砂の流動化に伴う土石流である。特に阿蘇市一の宮町坂梨地区では大規模な土砂崩れが各所で発生し、死者 6 名、全壊家屋 6 棟という大きな被害が発生した。これは上流域での数箇所にあたる崩壊による土砂と立木が多量の水とともに流下したことによるものである。



地震の発生日時	震央地名	緯度	経度	深さ	M	最大震度
2025/11/25 18:01:16.5	熊本県阿蘇地方	32°59.8'N	131°06.4'E	9 km	5.8	震度5強
都道府県	震度	観測点名				
熊本県	震度5強	産山村山鹿*				
熊本県	震度5弱	阿蘇市一の宮町* 阿蘇市内牧* 阿蘇市波野*				
熊本県	震度4	南小国町赤馬場* 熊本高森町高森* 南阿蘇村中松 南阿蘇村吉田* 菊池市旭志* 西原村小森*				
熊本県	震度3	熊本小国町宮原* 南阿蘇村河陰* 南阿蘇村河端* 玉名市横島町* 玉名市天水町* 山鹿市老人福祉センター* 山鹿市菊鹿町* 山鹿市鹿央町* 山鹿市山鹿* 菊池市隈府* 菊池市七城町* 宇土市浦田町* 大津町引水* 大津町大津* 菊池町久保田* 五島町上島* 益城町宮園* 山都町今* 合志市竹迫* 合志市御代志* 熊本東区佐土原* 熊本南区富合町* 熊本南区城南町* 熊本北区植木町* 天草市五和町*				
熊本県	震度2	八代市平山新町 八代市新地町* 八代市千丁町* 八代市銀町* 荒尾市宮内出日* 玉名市中尾* 玉名市岱明町* 山鹿市鹿本町* 山鹿市鹿北町* 菊池市迎水町* 玉東町木鼻* 南阿蘇町長洲* 長洲町長洲* 柳船町柳船* 熊本美里町永重* 熊本美里町馬場* 宇城市松橋町 宇城市三島町* 宇城市不知火町* 宇城市豊野町* 山都町浜町* 山都町大平* 氷川町島地* 和水町江田* 和水町板橋* 熊本中央区大江* 熊本西区春日 人吉市西岡下町 あさぎり町先田東* あさぎり町向原* あさぎり町須恵* 多良木町多良木 多良木町上球磨消防署* 瀬野町夜場* 山江村山田* 芦北町芦北 上天草市大矢野町				
熊本県	震度1	八代市泉町 玉名市築地 甲佐町豊内* 人吉市蟹作町* 御町一良* 水上村岩野* 球磨村渡* 水原市牧ノ内* 芦北町田浦町* 上天草市松島町* 上天草市姫戸町* 天草市天草町* 天草市河浦町* 天草市有明町*				
大分県	震度5強	竹田市萩町*				

<引用：気象庁 震度データベース検索>

直近の地震について、令和7年11月25日（火）午後6時1分に、阿蘇地方を震源とする震度5弱の地震が発生した。

熊本県と連携し、本会では、全会員を対象として被害調査を行った。

令和8年1月5日現在、被害件数7件、被害総額見込み104万円との報告を受けており、速やかに熊本県へ報告を行い、今後の施策支援等、被災を受けた事業者への支援情報の通達があり次第、本会としては速やかに対応を行う。

<その他特に想定するリスク>

阿蘇市は、九州中央部の阿蘇火山を有し、阿蘇谷並びに外輪山東部に位置する山間地であり、その殆どは阿蘇火山灰による特殊土壌地帯である。このような地理的条件の中、梅雨期には多雨地域となり台風の進路如何によっては、驚くべき豪雨をもたらし、大災害の発生を見るものである。

<感染症、サイバー攻撃等>

新型インフルエンザは、冬の時期が本格的に流行するが、令和7年においては、夏場の時期に県外で流行した。

一方、新型コロナウイルスは終息したが、当市は県内有数の観光地であり、海外からの訪日外国人の人流が増えることが予想され、国内外から未知の感染症が流行し、拡大する可能性は十分あり得る。

当市の全産業においては、ハッカーによるサイバー攻撃での情報の漏洩や精密機器の故障等のリスクへの対策は必要と考える。

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 1,254 名 (平成26年経済センサス参照)
  - ・小規模事業者数 1,001 名 (平成26年経済センサス参照)
- (うち事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者は、未調査により件数不明確)

### 【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
農業・林業	32	25	市内に散在
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	内牧町に所在
建設業	135	126	市内に散在
製造業	95	83	市内に散在
情報通信業	6	5	市内に散在
運輸業、郵送業	26	23	市内に散在
金融業、保険業	15	13	市内に散在
卸売業、小売業	386	281	市内に散在
不動産業、物品賃貸業	27	26	市内に散在
学術研究、専門・技術サービス業	45	40	市内に散在
宿泊業、飲食サービス業	251	184	内牧町、一の宮町に集中
生活関連サービス業、娯楽業	128	110	市内に散在
教育学習支援業	4	3	市内に散在
医療、福祉	28	25	市内に散在
複合サービス業	14	11	市内に散在
サービス業 (他に分類されないもの)	61	45	市内に散在
合計	1,254	1,001	

## (3) これまでの取組

### 1) 阿蘇市の取組

- ・防災計画の策定、阿蘇火山火口規制情報、避難所の設定、連絡体制の構築、防災マップの作成と阿蘇市住民へ防災ハザードマップの周知。  
ホームページ、防災無線、テレビ、防災メール、エリアメールを通して防災情報を提供された。
- ・防災備品の整備 (発電機、テント、マットなど)
- ・防災訓練 各地区や学校にて防災訓練を行っている。
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び予防接種の助成が行われた。
- ・事業者向けに新型コロナウイルスの影響に対して、感染防止対策に関する補助金が創設され、事業者より補助金申請されたことに関して、本会が窓口となり対応を行った。(下記、当会の取組でも取り組んだ。)

### 2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策内容を、本会が実施したBCP作成セミナーのチラシや、本会HPを通じて周知を行った。
- ・簡易版BCP作成セミナーを会員向けに毎年、年1回実施し、災害に備えて頂くための支援を行った。
- ・熊本県火災共済協同組合や熊本県商工会連合会と連携した損害保険の保険制度説明を行った。

### 3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・阿蘇市内小規模事業者事業者に対して、BCPの策定に係る指導や制度説明等 35者
- ・事業者BCP策定済み事業者を訪問し、見直しに係る指導 1者
- ・市内主要産業である建設業の小規模事業者による事業継続力強化計画策定率 0.7%  
(※平成26年経済センサス 建設業135者より算出)
- ・事業継続力強化に関するセミナー 毎年1回開催
- ・損保会社と連携した損害保険への加入促進 10者
- ・防災訓練の実施 未実施

### 2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

#### 【課題】

- ① 阿蘇市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況が把握出来ていない。
- ② 阿蘇市の自然災害リスクについて、当会、阿蘇市関係部署との間で十分な情報共有が出来ていない。
- ③ 本計画の実行にあたり、保険・共済や資金繰りに関する助言を行える職員の不足、防災・減災等の重要性を周知する専門的な知識の不足といった課題がある。

#### 【対策】

- ① 事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者へ推進を行う。本事業によって職員の他業務に支障が出ないように、単年別に、推進エリアを定め、偏りがないうように会員事業者をピックアップしたうえで推進を図る。年別に推進エリアと推進事業者の目ぼしをたて、経営指導員1人あたり最低でも年間1事業者以上を目標に、事業継続力強化計画策定を行う。
- ② 阿蘇市まちづくり課と年1回、災害に関する最新情報を共有しつつ、本会での情報共有及び事業者へ情報提供を行う。
- ③ 保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う当会経営指導員の不足については、熊本県商工会連合会や熊本県火災共済協同組合、ジブラルタ保険会社と連携し、必要に応じてセミナー開催や専門家派遣を行い、事業者支援を行う。加えて、本会職員向けの研修会も開催し、専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

### 3 目標

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ① 地区内小規模事業者や会員事業者に対して、本会HPや書面（防災や感染対策に関するチラシ）による通知を行い、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業者BCPの策定への意識づけを行う。
- ② 経営指導員1人あたり最低でも年間1事業者以上を目標に、事業者へ事業継続力強化計画策定を行う。（詳細は、上記、対策①参照）
- ③ 市内全体の会員事業者における事業継続力強化計画（BCP）の策定率を1%
- ④ 主要産業である建設業の小規模事業者においては策定率を5%
- ⑤ 巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。職員は、連合会主催のBCPセミナーや、中小企業基盤整備機構主催のオンラインセミナー（基礎編）を受講して、基本から応用までの分野を各自のスキルレベルに応じて受講し、知識の習得に努める。

#### その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### 1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

### 2 事業継続力強化支援事業の内容

#### (1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・中小企業庁HPで事業継続力強化計画の認定を受けた管内小規模事業者の認定状況を確認し、事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・単年別に、経営指導員別に推進エリアを定め、偏りがないよう会員事業者をピックアップしたうえで推進を図る。

#### (2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回経営指導時に、阿蘇市防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・令和7年度に阿蘇市が策定した『阿蘇市地域防災計画書』について、本計画との整合性を整理し発災時に混乱なく、管内事業者に対して応急対策等に取り組めるようにする。また、大規模的な感染症発生時には、国や県の示す感染症予防マニュアルに基づき、応急対策等に取り組めるようにする。
- ・阿蘇市広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等の指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、計画策定の支援、損害保険の紹介等を実施する。
- ・インフルエンザ感染や大規模な感染症等は、いつ、どこで発生するか分からず、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

#### 《各年度の目標件数》

項目	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
事業者BCP策定件数	4	4	4	4	4
専門家派遣件数	4	4	4	4	4
セミナー開催件数	1	1	1	1	1

※BCP策定件数：商工会の経営指導員1名あたり1件を策定目標とする。

セミナー開催において、本会と広域連携を組んでいる産山村商工会と共催で実施を行っていく。

### (3) フォローアップ

- ・毎年度、(仮称)阿蘇市事業継続力強化支援に関する協議会(構成員: 当会(法定経営指導員の参画含む)、当市)を年1回以上開催し、状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。
- ・協議会での評価結果は、商工会役員会へ報告・フィードバックした上で、次年度以降の事業実施方針や支援内容に反映させる。
- ・情報の公開・周知  
評価結果や協議会での取り組み内容は、商工会ホームページに掲載し、地域の小規模事業者が常に閲覧可能な状態とする。
- ・支援した事業者のBCP計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

#### 《各年度の目標件数》

項目	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
事業者BCP取組状況のフォローアップ件数	8	8	8	8	8

※事業者BCP策定1件につき年2件のフォローアップを行う

### (4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

阿蘇市の広報誌やお知らせ端末(阿蘇市居住宅へ設置)、阿蘇市商工会HP、阿蘇市HPの広告媒体を活用して、事業継続力強化に関する好事例を広報する。

### (5) 関係団体等との連携

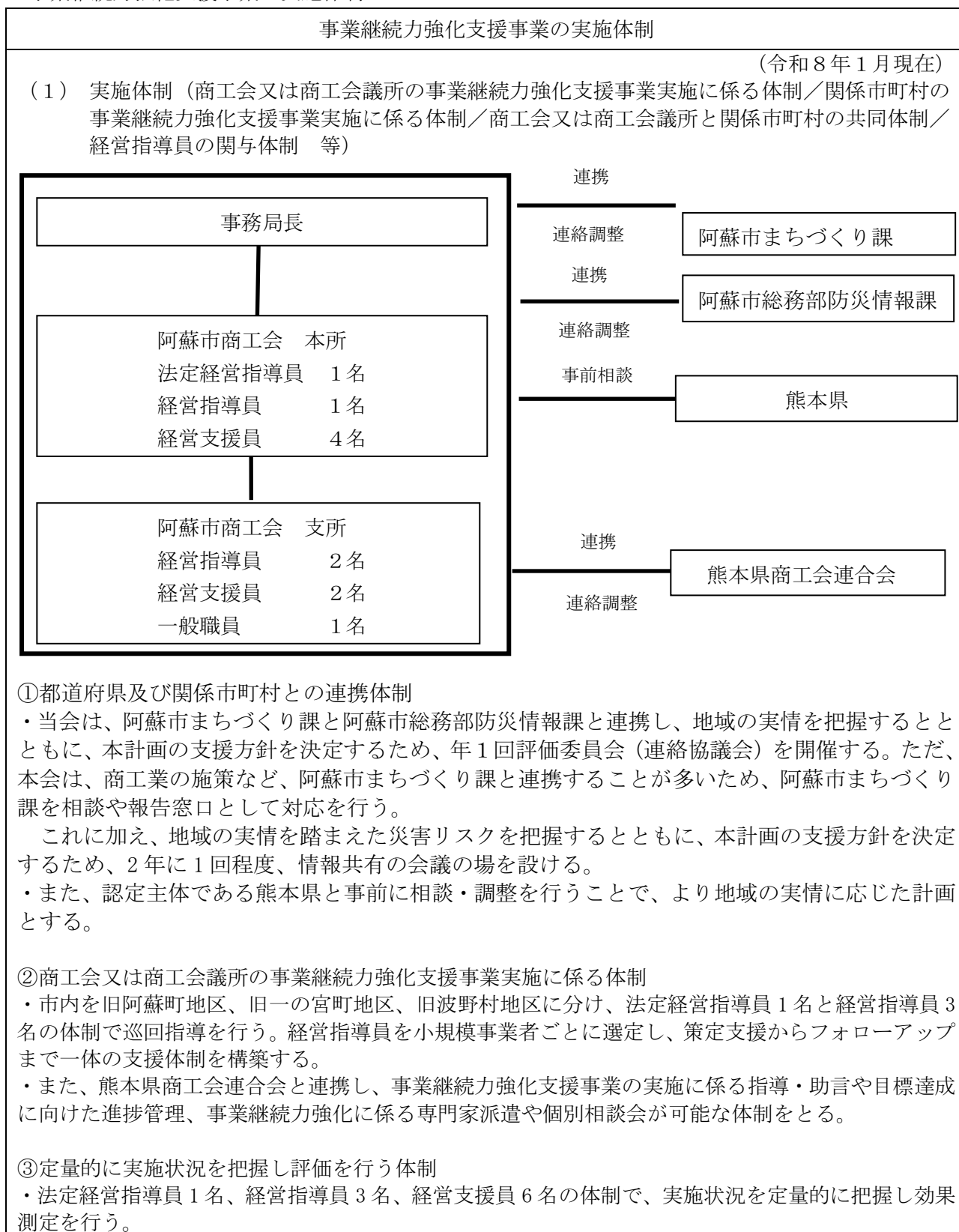
- ・熊本県商工会連合会・熊本県火災共済協同組合の営業担当職員や、ジブラルタ保険会社保険募集人の派遣を依頼し、事業者の災害や感染対策リスクファイナンスに係るセミナーや個別相談会を実施する。
- ・事業者BCP策定への計画書策定にあたり、必要に応じて、熊本県商工会連合会のエキスパートバンクによる専門家を招聘し、適切な助言による事業者支援を行う。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼及び本会と産山村商工会共催による災害対策セミナー等を行う。

#### その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



・上記で把握・検証した実施状況を当会と阿蘇市まちづくり課、熊本県商工会連合会で、評価委員会（連絡協議会）を年1回開催し、事業結果を報告するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

④ 経営指導員等の資質向上に係る体制

・当会職員向けに、熊本県商工会連合会や熊本県火災共済協同組合の営業担当職員等を招聘し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなどに関する研修を行い、適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

（2）商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

坂本 亮（阿蘇市商工会）（連絡先は後述(3)①参照）

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

・本会の経営指導員3人に対して、本計画の具体的な取組の企画や実行・進捗管理を行う。また、災害や感染対策等に関する最新情報の提供及び助言を行う。

③ 経営指導員 坂本亮は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

（3）商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

阿蘇市商工会

住所 熊本県阿蘇市内牧字仲町 216-2

電話番号 0967-32-0200 FAX 0967-32-3348

E-mail : asoshoko2@aso.ne.jp

②熊本県商工会連合会

〒860-0801 熊本市中央区安政町3番13号

電話：096-325-5161 FAX：096-325-7640

E-mail:info@kumashoko.or.jp

③関係市町村

阿蘇市 まちづくり課

〒869-2695 熊本県阿蘇市一の宮町宮地 504 番地 1

Tel：0967-22-3111（代表） Fax：0967-22-4577

問い合わせ先：[machizukuri@city.aso.lg.jp](mailto:machizukuri@city.aso.lg.jp)

阿蘇市 総務部防災情報課

〒869-2695 熊本県阿蘇市一の宮町宮地 504 番地 1

Tel：0967-22-3232（代表） Fax：0967-22-4577

問い合わせ先：[yoshihisa-g@city.aso.lg.jp](mailto:yoshihisa-g@city.aso.lg.jp)

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ 協議会運営費	25	25	25	25	25
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ チラシ作製費	50	50	50	50	50
・ 防災備品購入費	25	25	25	25	25

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、県補助金、阿蘇市補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等